

すみだ環境共創区民会議委員の公募について

【公募期間】令和7年2月1日～2月28日

【任期】令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年間、以後2年毎に委嘱）

【対象】区内在住・在勤者

【採用数】若干名（選考）

【活動日】毎月第4金曜日 18：30～20:00(変更の場合有)

【申込方法】応募動機や地球温暖化対策などの環境に関する課題・提案をまとめた作文(800字以内で書式自由)と、住所・氏名・電話番号・メールアドレス・生年月日を記載して2月28日（必着）までに、以下のいずれかの方法でお申し込みください。

右のコードからフォーム入力

電子メール

郵送

【申込先】〒130 - 8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区環境政策課環境政策担当（TEL：03-5608-6209）

メールアドレス：KANKYOUSEISAKU@city.sumida.lg.jp

選考結果は3月中にお知らせします。



↑ 申込フォームへ ↑

すみだ環境共創区民会議委員の活動内容

1 すみだ環境共創区民会議とは

すみだ環境基本条例の規定に基づき、環境の共創に関する施策を総合的に推進するため設置されており、すみだ環境の共創プランの推進に関する協議や環境の共創に関する実践活動などを行います。委員は、環境保全活動に実績のある区民・事業者、環境団体構成員及び公募区民の25人以内で構成します。

2 主な活動内容

- （1）環境に配慮した取組の実践、啓発活動
- （2）区の環境施策の検討など

3 会議の開催

毎月1回、定例的に会議を行っており、区民会議としての「自主的な会議」と環境の共創の推進に当たっての重要な事項に関して協議等を行う「本会議」の2種類があります。

4 報酬

本会議については、1回の会議につき、出席委員に報酬をお支払いします。本会議としての会議の場合には開催通知文にてお知らせします。自主的な会議については報酬の支払はありません。